

横須賀市報

第 1905 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

告 示	
◇固定資産評価審査委員会委員の再任について……………	15455
◇指定管理者の所在地の変更について……………	〃
◇道路区域変更及び供用開始について……………	〃
公 告	
◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達……………	〃
◇住民票の職権消除について……………	〃
◇開発行為の工事完了について……………	15456
◇市民税・県民税・森林環境税の納税通知書の公示送達……………	〃
◇過誤納金充当通知書の公示送達……………	〃
◇市民税・県民税ほか1件の督促状の公示送達……………	〃
◇開発行為の工事完了について……………	〃
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	15457
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇地籍調査における筆界案の作成について……………	〃
◇港湾法に基づく撤去工作物等の保管について……………	〃
上下水道局告示	
◇横須賀市公共下水道事業計画の変更案の縦覧について……………	〃
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について……………	15458
正 誤	

告 示

横須賀市告示第14号 (令和7年2月3日) 掲 示 済

本市議会の同意を得て、令和7年2月1日本市固定資産評価審査委員会委員に次の者を再任しました。

令和7年2月3日

横須賀市長 上地克明

横須賀市馬堀海岸2丁目4番6号
谷中英司

横須賀市告示第15号

令和3年横須賀市告示第251号により指定した市営住宅等の指定管理者は、次のとおり所在地を変更しました。

令和7年2月10日

横須賀市長 上地克明

変 更 前	変 更 後
横浜市中区真砂町二丁目22番地 一般社団法人かながわ土地建物保全協会 会長 石塚裕之	横浜市中区日本大通33番地 一般社団法人かながわ土地建物保全協会 会長 石塚裕之

横須賀市告示第16号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和7年2月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和7年2月10日

横須賀市長 上地克明

路 線 名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
97	旧	追浜南町2丁目4番の8地先から 追浜南町2丁目5番の4地先まで	メートル 1.8～4.0	メートル 11.9
	新	追浜南町2丁目4番の1地先から 追浜南町2丁目5番の4地先まで	3.8～4.0	11.0
3,895	旧	長井6丁目5261番地先から 長井6丁目5262番地先まで	3.6～3.7	16.1
	新	長井6丁目5261番地先から 長井6丁目5262番地先まで	3.6～11.0	16.1

公 告

横須賀市公告第24号 (令和7年1月28日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和7年1月28日

横須賀市長 上地克明

年 度	税 目	備 考
令和6年度	固定資産税 都市計画税	定期賦課分

(別紙略)

横須賀市公告第25号 (令和7年1月28日) 掲 示 済

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項後段の規定により公告します。

令和7年1月28日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

~~~~~

横須賀市公告第26号 (令和7年1月28日)

掲示済

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和7年1月28日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許可年月日及び<br>許可番号     | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号 | 開発区域に含まれる<br>地域の名称   | 開発許可を受けた者の<br>住所及び氏名                        |
|---------------------|-------------------------|----------------------|---------------------------------------------|
| 令和6年7月30日<br>令6開第5号 | 令和7年1月17日<br>令6第20号     | 横須賀市追浜本町1丁目16番10ほか3筆 | 横須賀市日の出町一丁目7番地<br>株式会社ベルテックス<br>代表取締役 武 田 哲 |

~~~~~

横須賀市公告第27号 (令和7年1月31日)

掲示済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和7年1月31日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和6年度	市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税	定期賦課分及び定期賦課過年度分(定期賦課過年度分にあつては、森林環境税を除く。)

(別紙略)

~~~~~

横須賀市公告第28号 (令和7年2月4日)

掲示済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、過誤納金充当通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和7年2月4日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

~~~~~

横須賀市公告第29号 (令和7年2月4日)

掲示済

許可年月日及び 許可番号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
令和6年9月18日 令6開第6号	令和7年1月27日 令6第21号	横須賀市太田和3丁目740番1ほか4筆	横須賀市太田和3丁目740番地 小 林 勇次郎

~~~~~

横須賀市公告第31号 (令和7年2月7日)

掲示済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和7年2月7日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別       | 月 別    | 発付年月日      |
|-------|-----------|--------|------------|
| 令和6年度 | 介 護 保 険 料 | 10 月 分 | 令和6年11月29日 |
|       |           | 11 月 分 | 令和6年11月29日 |

令和7年2月4日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

~~~~~

横須賀市公告第30号 (令和7年2月4日)

掲示済

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和7年2月4日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

~~~~~

横須賀市公告第32号 (令和7年2月7日)

掲示済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和7年2月7日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度 | 科 目 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|

|         |                  |                                                           |
|---------|------------------|-----------------------------------------------------------|
| 令和 6 年度 | 国民健康保険料<br>決定通知書 | 10月分から 1 月分までの納期<br>限は、令和 7 年 2 月28日及び<br>同年 3 月31日に変更する。 |
|---------|------------------|-----------------------------------------------------------|

(別紙略)

横須賀市公告第33号 (令和 7 年 2 月 7 日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 2 月 7 日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目              | 備 考 |
|---------|------------------|-----|
| 令和 6 年度 | 国民健康保険料<br>変更通知書 | 減額分 |

(別紙略)

横須賀市公告第34号 (令和 7 年 2 月 7 日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 2 月 7 日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別     | 月 別    | 発 付 年 月 日    |
|---------|---------|--------|--------------|
| 令和 6 年度 | 国民健康保険料 | 10 月 分 | 令和 6 年11月29日 |
|         |         | 11 月 分 | 令和 6 年12月27日 |

(別紙略)

横須賀市公告第35号 (令和 7 年 2 月 7 日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 2 月 7 日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別            | 月 別    | 発 付 年 月 日    |
|---------|----------------|--------|--------------|
| 令和 6 年度 | 後期高齢者医療<br>保険料 | 11 月 分 | 令和 6 年12月27日 |

(別紙略)

横須賀市公告第36号

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第 4 項及び第 5 項の規定により筆界案を作成したので、これらの規定により公告します。

令和 7 年 2 月10日  
横須賀市長 上 地 克 明

- 1 筆界案を作成した土地の所在及び地番  
横須賀市長井 3 丁目2576番 9

- 横須賀市長井 3 丁目2584番 4  
横須賀市長井 3 丁目2584番 7
- 2 筆界案を確認することができる場所  
横須賀市建設部土木用地課
- 3 筆界案を確認することができる者
- (1) 横須賀市長井 3 丁目2576番 9 及び横須賀市長井 3 丁目2584番 7  
土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人のうち準則第30条第 4 項に規定する所在不明所有者等
- (2) 横須賀市長井 3 丁目2584番 4  
土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人
- 4 筆界案の作成者  
横須賀市
- 5 意見の申出  
令和 7 年 2 月10日から同年 3 月 3 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時30分から午後零時まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間、市に意見を申し出ることができます。
- なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第30条第 4 項及び第 5 項の規定により筆界の調査を行います。

横須賀市公告第37号

港湾法（昭和25年法律第 218 号）第56条の 4 第 3 項の規定により、次のとおり所有者及び管理者不明の船舶等を撤去し、及び保管しました。当該船舶等は、令和 7 年 8 月12日まで保管し、保管期間が経過した船舶等は、本市が処分します。

令和 7 年 2 月10日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 保管した船舶等の種類、数量及び形状 |     |                           |
|-------------------|-----|---------------------------|
| 種 類               | 数量  | 形 状 寸 法                   |
| グラスファイバー製ボート      | 1 隻 | 長さ 2.50メートル<br>幅 0.90メートル |
| 同                 | 1 隻 | 長さ 2.90メートル<br>幅 1.00メートル |
| 木製工作物             | 1 式 | 長さ 2.10メートル<br>幅 0.65メートル |

- 2 保管した船舶等が放置されていた場所及び当該船舶等を撤去した日時
- (1) 保管した船舶等が放置されていた場所  
横須賀市鴨居 4 丁目1322番 7 地先
- (2) 船舶等を撤去した日時  
令和 7 年 1 月 9 日午後 3 時10分
- 3 船舶等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (1) 船舶等の保管を始めた日時  
令和 7 年 1 月 9 日午後 3 時30分
- (2) 船舶等の保管の場所  
横須賀市久里浜 8 丁目2567番18地先
- 4 返還を受ける方法等  
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
- 5 問い合わせ先  
横須賀市港湾部港湾管理課

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第 5 号

下水道法（昭和33年法律第79号）第 4 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により、横須賀市公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第 147 号）第 3

条の規定により告示します。

なお、当該公共下水道事業計画の変更案について意見がある方は、縦覧期間満了の日までに上下水道事業管理者に意見を提出することができます。

令和 7 年 2 月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

1 変更内容

|                              |              |
|------------------------------|--------------|
| 事業計画を変更する土地の区域               | 工事完成予定年月日    |
| 事業計画に定める予定処理区域及び<br>予定排水区域全域 | 令和14年 3 月31日 |

2 縦覧期間 令和 7 年 2 月10日から同月25日まで

3 縦覧場所 上下水道局技術部計画課

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第 2 号 (令和 7 年 2 月 3 日  
掲 示 済)

令和 7 年第 2 回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和 7 年 2 月 3 日

横須賀市農業委員会

会長 岩 澤 健 和

1 日時 令和 7 年 2 月10日午後 2 時30分

2 会議開催の場所 横須賀市役所 302 会議室

3 会議に付議すべき事項

- (1) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による農用地利用集積計画について
- (2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画について
- (3) 非農地証明申請について
- (4) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
- (5) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について

正 誤

令和 7 年 1 月27日付け横須賀市報第1904号 15450 ページ横須賀市告示第13号中「令和 7 年 1 月24日」は「令和 7 年 1 月23日」の誤り